

# 日本脊椎脊髄病学会 賛助会員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、当法人の定款に基づき、賛助会員に関する事項について定める。

(賛助会員の定義)

第 2 条 賛助会員とは当法人の事業の趣旨に賛同し援助する個人若しくは法人または法人格のない団体とする。

(入会)

第 3 条 賛助会員となるには、理事長宛に別紙様式による入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

② 特段の事情があるときは、理事会は、その決議により、賛助会員の入会金の額を減額することができる。

(賛助会員の便益)

第 4 条 賛助会員は次の便益を受けることができる。

1. 学術集会にオブザーバーとして出席ができる。ただし発言権はない。
2. 機関誌および図書等の優先的頒布を受けることができる。
3. 展示などの優先配置ができる
4. ランチョンセミナーなど付帯セミナーの開催・協賛の優先申し込みができる。
5. 学会誌広告への優先申し込みができる。

(賛助会員の義務)

第 5 条 賛助会員は次の義務を負う。

1. 当法人の定款に定める会費を納めなければならない。
2. 当法人の理事会及び評議員会の議決を遵守しなければならない。
3. 住所、氏名、機関誌送付先に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。
4. その他当法人の定款および規則等に定められるところの権利を行使し義務を負う。

附則

1. この規程は、2010年2月1日より施行する。
2. 2010年1月31日の時点で日本脊椎脊髄病学会の賛助会員にあった者は、この規程に定めるところに従って当法人の賛助会員となったものとみなす。